

自主取組宣言

私共 有限会社 ガスラ は、令和 6 年 4 月 2 日公布、同 7 月 2 日施行の液化石油ガス法(以下、「液石法」という。)の改正による法律の趣旨をよく理解し、その内容を実現するため、以下の対応に努めて参ります。

1. 新たなガス供給先を獲得することを目的として次の方々に「特別(過大)な利益供与」を行うことはありません。

- 1) 賃貸集合住宅(マンション・アパート等)の所有者等
- 2) 上記住宅の賃貸、管理等を業務とされている方々
- 3) 上記住宅の建設を行った事業者の方々等

逆に上記 1)～3)の方々からガス供給権を条件に「特別(過大な)利益供与」を求められた場合には一切応じないことにします。

2. 現在、弊社がガス供給を行っている、若しくは今後ガス供給を行うことになる賃貸集合住宅に入居を検討あるいは決定された方々に対し、賃貸借契約締結前に料金情報を提供することにします。

3. ガス料金体系を 3 部制にします。(実施は令和 7 年 4 月 2 日)
従来、ガス料金は(基本料金+従量料金)×消費税で請求させて頂いていましたが、令和 7 年 4 月 2 日以降は、以下の方式に変更させていただきます。

(基本料金 + 従量料金 + 設備料金) × 消費税

基本料金...ガスの使用量に関係なく発生する料金

従量料金...ガスの使用量に応じて発生する料金

設備料金...器具等がガスを使用している際に用いるものの利用に応じて発生する費用、
ただし賃貸住宅は「0」「該当なし」と記載

令和 6 年 7 月 1 日

事業者名 有限会社 ガスラ
代表者名 若田 吉朗